

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う品質マネジメントシステムに係る変更）に係る面談

2. 日時：令和2年6月29日（月）13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁18階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

宇野課長補佐、松井安全審査官、高松専門職

東京電力ホールディングス株式会社（TV会議システムによる出席）

福島第一廃炉推進カンパニー

廃炉安全・品質室 基盤整備グループ課長1名

廃炉安全・品質室 安全・リスク管理グループ担当3名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年6月29日付けで受理した実施計画変更認可申請（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う品質マネジメントシステムに係る変更）について、資料にもとづき説明があった。

➤ 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の制定にあわせて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の変更に対応した実施計画の品質マネジメントシステムについて変更を行うこと。

➤ 変更内容は福島第二や柏崎刈羽とほぼ同様であるが、検査の独立性確保においては、福島第一の現状にあわせた記載としていること。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認し、以下の対応を求めた。

➤ 福島第二や柏崎刈羽とは異なる記載をした福島第一特有の部分について説明すること。

➤ 上記規則の要求事項が実施計画に反映されていることが明確になる対比表を示し説明すること。

6. その他

資料：福島第一原子力発電所 規則改正に伴う変更